

兵庫県社会福祉審議会小委員会の設置について

1 設置趣旨

令和6年度から5か年期間の兵庫県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）の改定に際し、兵庫県社会福祉審議会（以下「審議会」）の下で検討協議を行うため、審議会規則第8条により、「兵庫県社会福祉審議会小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置する。

2 検討内容

この小委員会は、支援計画の策定に関して、次のことについて検討・協議する。

- (1) 県内における地域の福祉課題の現状と課題
- (2) 住民の参画と協働による地域福祉推進方策
- (3) 地域福祉推進のための市町地域福祉計画及び支援計画のあり方

3 委員

小委員会の委員は、社会福祉審議会の委員及び臨時委員で、次に掲げる者のうち委員長が指名する者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体（高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等）

4 座長及び座長の職務代理者

- (1) 小委員会に、座長1人及び座長職務代理者1人を置く。
- (2) 座長及び座長の職務代理者については、審議会規則第3条及び第5条を準用する。

5 小委員会の決議は、委員長の承認を得て、審議会の決議とすることができる。

6 その他

その他、小委員会に関し必要な事項は、座長が定める。

7 附則

この小委員会の設置は、令和5年3月30日から、支援計画策定までとする。